



「宮城県産特別栽培農産物推進店」



(概要)

宮城県で認証している特別栽培農産物を利用している県内の飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を宮城県産特別栽培農産物推進店として登録する。

(登録要件)

- 宮城県内に店舗を有する、または宮城県内に本店が所在する県外の飲食店等であること。
- 宮城県産特別栽培農産物を活用した料理を1品以上、概ね年間を通して提供すること。
- 宮城県産特別栽培農産物の産地(可能な限り市町村名まで)をメニュー等で提示又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供すること。
- 宮城県産特別栽培農産物以外の農産物についても、できる限り県内産の利用に努めること。

(登録の流れ)

登録申請書に記入→みやぎ米推進課に提出→審査→登録→登録証・表示板の交付



「宮城県産特別栽培農産物推進店」



(登録について)

- 登録期間：登録日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで有効。
期間終了後、希望する場合は更新できる。
- 登録取消：登録の更新を希望しない場合、あるいは、県が推進店としての適性を欠くと認められる場合には、登録を取り消すことができる。
→登録証及び表示板の返却。
- 表示板貸与：登録証を交付された店舗、表示板の貸与を受けられる
(1店舗につき1体)。



図1 表示板

宮城県産特別栽培農産物推進店登録証

様

貴店を宮城県産特別栽培農産物推進店
に登録します

登録番号 第 号

登録期間 年 月 日～ 年 月 日



年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長

図2 登録証

申請先

宮城県農政部みやぎ米推進課

(担当：環境対策保全班)

住所：〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

Tel：022-211-2846

Fax：022-211-2849

Mail：miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp